

国連女性差別撤廃委員会の日本政府に対する事前質問票に対する要望事項

公益社団法人自由人権協会女性の権利プロジェクト

2020年2月28日

貴委員会の女性の人権のための活動に敬意を表します。

貴委員会では来る2020年3月2日の週に開催される期日前作業部会において、次回日本審査における事前質問を採択する、との情報に接しました。すでに受付の期限を過ぎてからのご連絡で恐縮ですが、次の論点を期日前作業部会が考慮してくださることを要望いたします。

(論点)

日本の皇室典範が天皇となりうる者を皇統に属する男系男子にしか認めず(1条)、女系または女性の天皇を法律上、排除していることは、女性差別撤廃条約1条の差別の定義に該当し、同条約15条の法の下での平等原則に抵触し、2条の締約国の義務に違反する。

(理由・日本の現行の法令についての説明)

日本国憲法1条は、天皇は日本国および日本国民統合の象徴であると定め、同2条は、皇位は世襲であり、国会の議決した皇室典範の定めるところによりこれを継承するとする。日本の天皇制の歴史は長く、2019年5月に即位した徳仁天皇は第126代と言われるが、初期の頃の天皇の存在は神話によって伝授されているものであり、歴史的に実在したかどうかについては歴史家の間で論争がある。これまで歴代8人の女性天皇が存在したことが確認されている。最後の女性天皇は後桜町天皇(1740-1813、在位は1762-1771)であった。

日本は1889年に天皇を君主とする大日本帝国憲法を制定し、同年に旧皇室典範も制定され、皇位は男系男子が継承することがここで初めて法定された(旧皇室典範1条)。第二次世界大戦敗戦後、国民主権の原理に基づく日本国憲法が制定され、両性の平等原則(14条)も保障された。日本国憲法が公布された後(ただし未施行)の国会で旧皇室典範は全部改正され(1947年法律第3号)、このとき、女性天皇の可能性も議論されたが実現せず、男系男子による世襲制度が現在まで続いている。

1985年に日本が女性差別撤廃条約を批准する際に、皇室典範の男系男子主義が条約と抵触しないかが国会審議でも取り上げられたが、政府の見解は、天皇の地位は条約の対象外であり、皇室典範の改正は不要との立場であった。

2005年に政府は皇室典範に関する有識者会議を招集し、同会議は女性天皇を容認する報告書を提出した。しかし、政府はその報告書の内容を現在まで法案化して国会に提出することをしていない。最近の世論調査では80%以上の国民が女性が天皇になることを支持している。政府は皇室典範の男系男子主義を改正するか否かにつき、非公式に有識者への

ヒアリングを行っている」と報道されているが、誰にどのような接触を図っているのか、一切の情報が公開されていない。

天皇の地位は日本国憲法に基づく。皇位の世襲は憲法の規定によるものであるが、男系の男子が継承すると定めるのは皇室典範であり、日本国憲法ではない。国会は皇室典範の改正を議決することができるが、政府は改正のための行動をとらない。皇室典範は憲法の定める両性の平等原則および女性差別撤廃条約の定める無差別平等原則に支配されるのであり、憲法および条約は法的効力において皇室典範よりも上位にある。

結論として、皇室典範が女性の皇位承継を排除していることは、女性差別撤廃条約1条（女性差別の定義）、2条（締約国の差別撤廃義務）、15条（法の下での平等）に違反する。このような法の規定は性差別主義に根ざすものであり、日本社会における女性に対する差別を助長するものである。

自由人権協会は、来る貴委員会での日本政府との建設的対話において、この問題が取り上げられることを願うものである。